

配水管等の耐用年数の見直しについて



- 近年の技術進歩により配水管の耐久性は大きく向上しているが、配水管の耐用年数を一律40年と規定する地方公営企業法施行規則は実態に沿わない
- 配水管以外の水道施設についても、技術レベルの向上等を踏まえた見直しを検討すべき
- 耐用年数は水道事業の費用構成で大きな割合を占める減価償却費に関係し、水道料金算定に大きな影響を与える

配水管の現状

- ✓ 技術進歩により、配水管の耐久性は大きく向上している（継手類の構造、耐震管路）
 - 東日本大震災の教訓も踏まえ、多くの水道事業者が、耐震性・耐久性に優れた新型管を採用している
 - 通常の埋設条件下では、40年を超える使用が可能と想定される
- ✓ 地方公営企業法施行規則では、配水管の耐用年数は一律40年と規定されている(地方公営企業法施行規則 別表第二号)

平成13年3月31日まで	現在(平成13年4月1日以降)
構築物／水道用又は工業用水道用のもの／ 配水管／鋳鉄製のもの／40年	構築物／水道用又は工業用水道用のもの／ 配水管／40年
構築物／水道用又は工業用水道用のもの／ 配水管／その他のもの／25年	



配水管以外の水道施設の現状

- ✓ ポンプ設備や監視制御装置等の計測設備も技術レベルの向上や維持管理の適正化により、耐用年数の見直しを検討すべき

現在(平成13年4月1日以降)
機械及び装置／水道用又は工業用水道用 設備／ポンプ設備／15年
機械及び装置／水道用又は工業用水道用 設備／計測設備／10年

問題!

現状のままでは・・・



法定耐用年数を基準に、減価償却費を算出するため、
実態にそぐわない耐用年数による減価償却費が、水道料金原価に影響を与える恐れ！

公共工事による水道施設移転の場合の補償費の算出時に当該施設の残存価値が算出基礎となるため、
十分な補償を受けられず、水道事業財政に大きな負担！



- 配水管については速やかに耐久性等の検証を行い、材質・構造等に応じた適切な耐用年数へ見直すこと 【要望事項(1)】
- 配水管以外の水道施設についても、耐久性や最新技術動向の検証を行い、適切な耐用年数へ見直すこと 【要望事項(2)】